

# I 利用上の注意

## 1 調査の目的

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）によって実施される。

## 3 調査の期日

令和 3 年経済センサス-活動調査（以下「3 年活動調査」という。）は、令和 3 年 6 月 1 日現在で実施した。

調査結果のうち、事業所数、従業者数などについては、令和 3 年 6 月 1 日現在の数値、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については令和 2 年 1 年間の数値である。

## 4 調査の範囲

### (1) 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所及び企業について行った。

- ① 大分類 A－「農業・林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類 R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96－「外国公務」に属する事業所

### (2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所について行った。

## 5 調査対象事業所

3 年活動調査では、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

## 6 集計について

- (1) この「令和 3 年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」は、製造業について 3 年活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」と

いう。)について集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

- (2) この「令和3年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」において、「令和3年」、「令和2年」、「平成28年」、「平成27年」、「平成24年」及び「平成23年」（下線のある年次）の数値は活動調査の結果に基づくもので、その他の年次の数値は工業統計調査（以下「工業統計」という。）の数値である。

なお、3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

また、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、それ以外の項目については、これらの調査分を含まない集計結果である。

- (3) 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している（詳細は、「7 用語及び集計項目の説明」における該当項目を参照）。

- (4) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン> [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

- (5) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、ガイドラインに基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

- (6) 活動調査における「在庫額」については、ガイドラインに従って税込み補正処理の対象外になっており、3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

- (7) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表する

と個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

## 7 用語及び集計項目の説明

### (1) 事業所

事業所数は、令和3年6月1日現在の数値である。

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### (2) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

統計表中の従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

従業者数 = 「①有給役員」 + 「②常用雇用者」（「③無期雇用者」 + 「④有期雇用者（1か月以上）」） - 「⑥送出者」 + 「⑦出向・派遣受入者」

- ① 有給役員とは、法人の取締役、理事など（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。
- ② 常用雇用者とは、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。
- ③ 無期雇用者とは、常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用されている場合を含む。）をいう。
- ④ 有期雇用者（1か月以上）とは、有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。
- ⑤ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））とは、有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- ⑥ 送出者とは、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑦ 出向・派遣受入者とは、労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### (3) 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

### (4) 原材料使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、1年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

### (5) 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次の製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。
  - (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - (イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
  - (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。）
- ② 加工賃収入とは、1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

(6) **生産額**（従業者 10 人以上の事業所）

令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

(7) **付加価値額**（粗付加価値額）

令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

① 従業者 30 人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} (*1)) \\ + \text{推計消費税額} (*2) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

② 従業者 29 人以下

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} (*1) + \text{推計消費税額} (*2)) - \text{原材料使用額等}$$

\*1:平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

\*2:推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(8) **製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

また、在庫率は下記算式により算出している。

$$\text{在庫率} = \text{製造品在庫額} \div \text{製造品出荷額等}$$

(9) **有形固定資産**（従業者 30 人以上の事業所）

令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産額投資総額の算式は以下のとおり。  
投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(10) **工業用地**（従業者 30 人以上の事業所）

事業所敷地面積は、令和 3 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、堀、柵などにより明確に区分される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区分できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(11) **工業用水**（従業者 30 人以上の事業所）

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1 日当たり用水量とは、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの 1 年間に使用した工業用水の総量を令和 2 年の操業日数で割ったものをいう。

**8 集計に用いた産業分類及び産業の決定方法**

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本 編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
	1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

- ① 一般的な方法
  - (ア) 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
  - (イ) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。
- ② 特殊な方法
 

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造

業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 表、グラフ等で用いる産業分類名の省略は以下のとおりである。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料	22 鉄鋼業	鉄鋼業
11 繊維工業	繊維工業	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学工業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業(別掲*を除く)	プラスチック製品	30 情報通信機械器具製造業	情報通信
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他製品

※ 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

## 9 地区別区分

地区別区分は以下のとおりである。

- ・加賀地区 かほく市以南
- ・能登地区 羽咋郡以北

## 10 その他

- (1) この「令和3年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」は、本県が独自に集計したものであり、総務省及び経済産業省が公表した「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業に関する集計）」の数値と相違することがある。
- (2) この「令和3年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」は、下記の石川県統計情報室ホームページでご覧いただけます。

石川県統計情報室ホームページ <https://toukei.pref.ishikawa.lg.jp/>